

新法紹介

一 公布済の新規法令

1 「中華人民共和國民事訴訟法」改正

2 外商投資参加特別管理措置・自由貿易試験区外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）

3 ネットワーク安全審査弁法改正

二 立法草案

1 「中華人民共和國会社法（改正草案）」

一、公布済の新規法令

1 「中華人民共和國民事訴訟法」改正

今回の改正民事訴訟法は、2021年12月24日、第13期全人代常務委員会第32回会議で可決され、2022年1月1日より施行される。今回の改正では、インターネットを活用した訴訟活動（オンライン訴訟活動）、少額・簡易訴訟手続、送達手続及び裁判官の単独制についての規定の修正、並びに用語の調整が行われ、合計7個の条項が追加され、26個の条項が修正されている。オンライン訴訟活動については、当事者の同意を取得することにより、民事訴訟活動をオンラインで行うことができ、オフラインで行われる民事訴訟活動と同等の法的効力を有するとされている。送達手続については、新たな送達方法として電子送達が追加され、被送達者の同意を取得すれば、人民法院は被送達者による受信を確認できる電子的方式で訴訟文書を送達することができることとされた。また公示送達の期限については、公示した日から30日を経過した時に、送達されたものとみなすと改正された。更に裁判官の単独制が採られる事件の範囲を拡大しつつ、一定の事由がある場合には単独制による審理を禁止する条項を新たに設けており、裁判官の単独制の柔軟な活用に向けた改正がなされた。

URL: <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202112/3c3f10d770db4b9ea6bb70ed15634e35.shtml>

（全人代常務委員会2021年12月24日制定・公布、翌年1月1日施行）

2 外商投資参加特別管理措置・自由貿易試験区外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）

国家發展改革委員会及び商務部は、2021年12月27日、2021年版の「外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）」（全国向け）と「自由貿易試験区外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）」（自由貿易試験区向け）をそれぞれ公表した。2020年版のバージョンと比べ、2021年版のネガティブリストでは、各禁止・制限項目が、全国向けでは33個から31個へ、自由貿易試験区向けでは30個から27個に削減され、5年連続で減少した。

主な変更点は、以下のとおりである。

①全国版の外資参加ネガティブリストでは、自動車製造分野において、完成車の製造企業への過半数出資を禁止する外資出資比率の

制限、及び1社の外国企業の同種の完成車を生産する合弁企業への出資を2社以内とする制限を撤廃した。またラジオ・テレビ設備製造分野では、外国企業の衛星テレビ・ラジオの地上受信機器・設備と重要部品の生産に対する制限を撤廃した。

②自由貿易試験区外資参加ネガティブリストでは、自動車やテレビ・ラジオの製造に関する上記と同様の制限が撤廃されたことにより、製造業に関する禁止・制限項目がゼロとなった。またビジネスサービス業の分野では、調査業務に関する規制緩和が実施された。具体的には、まず市場調査の分野では、テレビ・ラジオの聴取・視聴率調査における中国側の過半数出資を義務付ける制限は維持されたが、従前、他の市場調査分野への投資を合弁に限定していた制限が撤廃され、今後は外資単独による市場調査業務への参加が大幅に認められた。また従前、外資による参加自体が禁止されていた社会調査の分野では、外国企業が自由貿易試験区において社会調査を業務とする企業に投資することが認められたが、中国側が67%以上の出資を行い、かつ法定代表者が中国国籍を有する者であることを要する旨の制限が付けられた。

③両方のネガティブリストの説明事項の中で、1）外資参加ネガティブリストで投資が禁止される分野に従事する中国国内企業が中国国外で株式を発行し、且つ上場して取引する場合、国家の関連主管部門による審査許可を取得しなければならないと、海外投資者は企業の経営・管理に参加してはならず、その持株比率は海外投資者の中国国内における証券投資の管理に関する規定に従い実施される旨が規定され、2）外商投資企業が中国国内で再投資を行うにあたり、外商投資参加ネガティブリストの関連規定に合致しなければならないこと及び外国投資者についても、国内投資者とともに外商投資参加ネガティブリストの規定を適用することが明確にされた。

URL: <http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcwgtz/202112/20211203231965.shtml>

（外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）2021年版）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcwgtz/202112/20211203231973.shtml>

（自由貿易試験区外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）2021年版）

（国家發展改革委員会及び商務部2021年12月27日制定・公布、翌年1月1日施行）

3 ネットワーク安全審査弁法 改正

国家インターネット情報弁公室（CAC）は、2022年1月4日、CACをはじめとする13の行政部門が共同で改正した「ネットワーク安全審査弁法」を公布した。現行のネットワーク安全審査弁法と比べると、本弁法では、インターネットプラットフォーム運営者によるデータ処理活動が国家安全等に影響を及ぼす又は及ぼす恐れのある場合がその適用範囲に追加された。また100万人を超えるユーザーの個人情報を保有するインターネットプラットフォーム運営者が中国国外へ上場する際には、ネットワーク安全審査弁公室に申告しなければならないと規定された。これは、昨年7月にDiDiに対し安全審査が実施された直後に公布された本弁法草案で規定された内容が正式公布版でも採用されたものといえる。更に、審査のニーズに応じて、ネットワーク安全審査に携わる政府機関に、新たに中国証券監督管理委員会が追加された。

URL: http://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894602182845.htm

（国家インターネット情報弁公室等13部門2022年1月4日制定・公布、同年2月15日施行）

二、立法草案

1 「中華人民共和國会社法（改正草案）」

「会社法（改正草案）」は、2021年12月20日、第13期全人代常務委員会第32回会議において審議を受け、パブリックコメントとして公開された。本改正草案は、計15章、260条からなり、現行の会社法の計13章、218条をベースに、約70の条項について追加又は実質的改正がなされた。主な改正内容は、会社設立・清算制度の整備、会社の組織機構の最適化、会社資本制度の完備、支配株主及び経営陣の責任強化、国家出資企業に関する特別規定等に集中しており、主なポイントは下記のとおりである。

まず、会社設立・清算制度に関しては、①会社登記について新たに一章の規定を追加し、会社の設立登記、変更登記、抹消登記の事項及び手続を明確にし、電子的営業ライセンス制度を導入すること、②出資について、株式、持分、債権を出資可能な財産として明確にし、一人有限責任会社の設立等の制限を緩和し、一人株式会社の設立を認めること、③会社清算制度については、清算義務者及び清算組のメンバーの義務と責任を強化し、全株主が債務の履行につき承諾した場合に簡易手続に従って登記を抹消できるようにしたことが

挙げられる。

次に、会社の組織機構に関しては、④董事会を会社の執行機関として明確にすること、⑤単一構造の管理体制（例えば、董事会だけを設置すること）が認められること、⑥小規模の会社は、董事会を設置しなくてもよく、株式会社であれば、董事1、2名を設置し、有限責任会社であれば、董事又は経理1名を設置することも認められ、更に監事会も設置することなく、監事1、2名を設置するだけでも認められること、⑦従業員数が300名以上の会社は、董事会メンバーの中に従業員代表が存在しなければならないことが挙げられる。会社の資本制度に関しては、⑧株式会社における授権資本制の導入、⑨異なる投資者向けの種類株式の明確化、⑩簡易減資制度の導入が挙げられる。

更に支配株主及び経営陣の責任に関しては、⑪董事・監事・高級管理職（以下、「董事等」という）の忠実義務と勤勉義務の具体的な内容を整備し、自己又は関連取引を含む利益相反取引に係るルールを強化し、該当する董事等の董事会又は株主会への報告義務、董事会又は株主会での決議への不参加を明確化すると共に、董事等の近親など関係者の範囲を拡大し、これら関係者についても上記報告義務や決議不参加ルールを追加すること、⑫董事等の資本維持の責任を強化すること、⑬故意又は重大な過失により執務を通じて他人に損害を与えた場合の董事・高級管理職の連帯責任、⑭会社に対する影響力を利用し、董事・高級管理職に会社の利益又は株主の利益を損害する行為を行わせ、会社又は株主に損失を与えた場合に支配株主・実質支配者に連帯責任を負わせることが挙げられる。

最後に、国家出資企業に関する特別規定に関して、⑮特別規定の適用対象を、国有独資有限責任会社のほか、国有支配有限責任会社・株式会社に拡大すること、⑯国有資産監督管理機構等が授権に基づき同レベルの人民政府を代表して出資者の職責を履行することの明確化、⑰内部監督管理制度とリスクコントロール制度の構築・健全化、内部コンプライアンスの強化、⑱国有独資会社の董事会について、外部の董事が過半数でなければならないと、また監事会或いは監事を設置しない国有独資会社の董事会の中に、監査委員会等専門委員会を設置する義務を負うことが挙げられる。

URL: <http://www.npc.gov.cn/fkaw/userIndex.html?cid=f8081817ddb1774017dead7a14c228d>

（全人代常務委員会2021年12月24日公布、12月24日から2022年1月22日までにパブリックコメント聴取）

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス: info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。